DISCLOSURE

ディスクロージャー

新潟県信用保証協会レポート 2023

ともに、その先へ。

新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

01 新潟県信用保証協会について……02
プロフィール・沿革・基本理念
経営ビジョン
3つの「ともに」の姿勢

02 事業計画・経営計画……04
第6次　中期事業計画【概要】2021（令和3）年度～2023（令和5）年度
2023（令和5）年度経営計画【概要】

03 主な取り組み……06
経営支援にかかる取り組み
創業支援にかかる取り組み
ブランディング
広報活動
社会貢献活動

04 2022（令和4）年度 業務実績……12
信用保証の実績

05 2022（令和4）年度 決算報告……17
貸借対照表 2023（令和5）年3月31日現在
収支計算書 2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日まで
財産目録 2023（令和5）年3月31日現在

06 信用保証制度等のご案内……20
信用補完制度
信用保証業務の概要
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度 2023（令和5）年4月1日現在

07 コンプライアンス態勢について……27
コンプライアンス態勢について
個人情報の保護について
反社会的勢力の排除について

08 組織体制……30
役員名簿 2023（令和5）年8月31日現在
組織構成図 2023（令和5）年4月1日現在
担当地域と事務所のご案内

ごあいさつ

新潟県信用保証協会
会長
稲荷 善之

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2023」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の経営ビジョンや経営計画、業務実績等について理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、各種産業の活動も正常化しつつあります。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻等による原材料・燃料価格の上昇や急激な円安による輸入物価の上昇は、日本経済に甚大な影響をもたらしています。

当協会としては、厳しい経済状況が続く中、経営改善や事業の立て直しに取り組む県内中小企業の皆様をより一層後押しするべく、企業のライフステージに応じた信用保証や資金繰りの支援はもとより、個々の企業が持続的に発展できるよう経営支援にも取り組んでまいります。

また、金融機関や関係機関との連携を一層強化し、包括的な支援スキームを形成することで「コーディネート機能」を果たすことにも努力いたします。

当協会は、昨年3月に新たな経営ビジョンを策定したことを踏まえ、組織内でリブランディングの取り組みを進め、本年1月には新たなブランド「ともに、その先へ。」を発表しました。互いの温もりが伝わる距離で、県内中小企業の皆様をサポートする存在を目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

01 新潟県信用保証協会について
PROFILE

プロフィール 2023(令和5)年3月31日現在

名称	新潟県信用保証協会
本店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)
設立	昭和24年4月13日
基本財産	415億円(令和5年3月31日現在)
保証債務残高	59,103件、6,551億円
保証利用企業者数	29,136企業
事業所	本店、長岡支店、県央支店、上越支店、佐渡支店
役員数	理事14名(うち常勤4名)、監事3名(うち常勤1名)、顧問1名
職員数	113名
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

沿革

昭和24年4月	社団法人新潟県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年5月	業務開始
昭和30年7月	特殊法人として大蔵・通産大臣組織変更認可
昭和35年10月	佐渡支店開設
昭和42年4月	上越支店開設
昭和43年5月	長岡支店開設
平成3年7月	県央支店開設
平成12年4月	本店分室完成
令和2年5月	本店及び分室・長岡支店移転

基本理念

新潟県信用保証協会は、中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

わたしたちは公的機関として、事業の創造・維持・発展に努める
中小企業者に対し、信用保証と経営支援を提供することにより、
金融の円滑化と新たな企業価値の創出に寄与し、
もって地域経済社会の持続的発展に貢献します。

経営ビジョン

当協会は、経営の基本方針を中小企業の皆様をはじめ地域社会に示すこと、また協会の使命を自らが再認識することを目的として、次のとおり「経営ビジョン」を策定しています。

わたしたちは、新潟県経済活性化への使命を胸に
中小企業のみなさまと　ともに考え　ともに挑戦し
ともに明るい未来を創造していきます。

（平成21年3月11日制定）
（令和　4年3月17日改正）

3つの「ともに」の姿勢

「経営ビジョン」を達成するため、次の3つの姿勢を大切にしています。

1．ともに考え	中小企業の悩みを自分ごととして捉え、対話を重ねながら、解決策を考えていく
2．ともに挑戦し	今までの常識や固定観念に囚われず、中小企業の可能性を信じ、課題解決に向けたサポートを意欲的に行っていく
3．ともに明るい未来を創造していきます	地域経済の担い手としての誇りを持ち、決してあきらめることなく、中小企業と二人三脚で新たな価値を創造していく

02 事業計画・経営計画
BUSINESS PLAN

第6次 中期事業計画【概要】2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

当協会は、業務運営方針等の具体的な計画として、2021(令和3)年度を初年度とする3か年の「第6次 中期事業計画」を策定しております。計画の概要は次のとおりです。

❶業務運営方針

当協会は、金融セーフティネットとしての機能を発揮するため、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、経営改善に向けたスプリングボードの役割を果たすため、金融機関や関係機関等と連携し、平成30年に法制化された経営支援にも積極的に取り組む必要がある。また、代位弁済に至る中小企業者の増加も予想されることから、効率性を重視した管理回収業務への転換を徹底することで全体としての回収の最大化を図り、一方で、求償権顧客の事業再生・再挑戦や生活再建につながる管理回収業務を展開していくことが重要である。さらに、人口減少、高齢化が地域社会に与える影響やICTの著しい進展に伴うデジタル社会への変革等、金融環境や社会環境の大きな変化に対応した業務態勢を整備し、適切に施策を講じていく必要がある。

このため、令和3年度から令和5年度の3年間を改革の3年ととらえ、地方創生の視座を踏まえつつ、以下の事項を主要項目として、各業務部門における重点課題の解決に向けて取り組むこととする。

(1)金融セーフティネット機能の発揮と経営改善へのスプリングボードとしての機能強化

感染症の影響を受けた中小企業者等に対し、業況やライフステージ等の個別企業の実情に応じた資金繰り支援を積極的に行うとともに、金融機関等と適切に連携しながら、経営改善に向けたきめ細やかな支援に取り組む。

(2)効率性と求償権顧客の再起につながる管理回収業務の展開

初動対応を徹底し、効率性を重視した管理回収業務を展開していくとともに、求償権顧客の事業継続や生活状況等の個々の実情を踏まえ、再起に向けた支援に取り組む。

(3)急速かつ非連続的な環境変化への対応

急速に進展するデジタライゼーションや、感染症をきっかけとした社会の変容等を踏まえ、引き続き地域経済社会の持続的発展に貢献できるよう、組織力の維持・向上に向けて業務改革に取り組み、組織の活性化を図る。

❷事業計画

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
保証承諾	1,500億円	1,400億円	1,300億円
保証債務残高	6,420億円	6,210億円	5,700億円
代位弁済	89億円	119億円	107億円
実際回収	18億円	22億円	24億円

2023(令和5)年度経営計画【概要】

当協会は「第6次　中期事業計画」に基づき、「2023(令和5)年度経営計画」を策定し、各部門における以下の課題について重点的に取り組みます。

【保証部門】

(1)個別企業のニーズと実情に応じた資金繰り支援の強化
(2)信用保証の利用価値の向上

【期中管理・経営支援部門】

(1)感染症等の影響を受けた中小企業者への収益力改善に向けた経営支援・再生支援の取組強化
(2)経営支援の実効性を高めるための効果検証等の取組

【回収部門】

(1)効率性を重視した管理・回収の徹底
(2)求償権顧客の実情を踏まえたきめ細やかな対応

【その他間接部門】

(1)ガバナンスの徹底
(2)組織イメージの向上に向けた取組
(3)業務改革の推進
(4)組織活性化への取組

事業計画

	計画金額	前年度計画比
保証承諾	1,600億円	123.1%
保証債務残高	5,450億円	83.7%
代位弁済	68億円	82.9%
実際回収	14.5億円	100.0%

経営支援にかかる取り組み

▶新潟県信用保証協会&新潟県よろず支援拠点 個別相談会

当協会の本店・支店において「新潟県信用保証協会&新潟県よろず支援拠点 個別相談会」を開催しました。

本相談会では、当協会の提携する外部専門家でもある新潟県よろず支援拠点のコーディネーター2名が、SNSの活用方法やECサイト運営でお悩みのお客様からの相談にお答えしました。

右奥　南雲 純子コーディネーター（観光／情報発信）

左　本間 大輔コーディネーター（中小企業診断士／ウェブ解析士）

▶「商談前から差がつくビジネスセミナー」

令和4年6月10日、新潟県内の中小企業の販路拡大を後押しすることを目的に、当協会 大会議室（リアル会場）と新潟県内9つの信用金庫（リモート会場）にて開催しました。

ご講演『新潟の食の魅力と孤独のグルメ裏話』
「孤独のグルメ」原作者　久住 昌之氏

当協会大会議室（リアル会場）

▶NGK経営支援勉強会

地域金融の担い手である協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が有する知識、ノウハウを共有し、より円滑な事業者支援につなげていくことを目的に、当協会大会議室において「NGK経営支援勉強会」を開催しました。令和4年度には6月と1月に計3回開催し、以下のテーマについて活発な意見交換が行われました。

開催日	テーマ
令和4年6月2日 令和4年6月3日	・「収益力改善支援」 ・「経営支援に求められるマインドなど」 ・参加金融機関間での意見交換会
令和5年1月27日	・「収益力改善事業」の事例発表 ・「本業支援事例」の発表

※令和5年度1月25日、26日に予定していた上越会場、長岡会場での開催は大雪のため中止とさせていただきました。

伊藤アドバイザリーオフィス
伊藤 一哉氏

意見交換会の風景

「NGK会」とは

・新（N）潟（G）のために、
・次世代（NextGeneration）のために、
・今までの業界常識ではNo Goodとされてきた（そこまでやるのかとされてきた）経営支援について、
・Never Give upの精神で考える、
・協（K）同組織金融機関と協（K）会による勉強会
※NGK会をスタート台とし、皆で新潟を盛り上げていきたいという思いからつけました。

▶経営支援サービスforte.（フォルテ）

令和4年5月、当協会では“お客様と「ともに」取り組む”をコンセプトとし、経営支援サービスforte.を新たに創設しました。

事業の強みにフォーカスし、強みを「探す」「磨く」「広める」といった、お客様の状況に応じたサポートが可能なサービスとなっております。

創業支援にかかる取り組み

▶創業交流カフェ

令和5年2月9日に、「女性のための創業交流カフェ inなごみ庵 花茶花茶」を開催しました。

講師役として、新潟市内にてカフェ「なごみ庵 花茶花茶」を経営する西屋順子氏、中小企業診断士の宮澤奈緒子氏（当協会外部専門家）をお招きし、西屋氏からは創業からこれまでの実体験、宮澤氏からは支援者の立場から考える成功要因などについてお話しいただきました。

左　西屋 順子氏　　右　宮澤 奈緒子氏

交流会の風景

▶創業塾pontekia金融相談会

令和4年10月19日、三条市が主催する「創業塾pontekia金融相談会」において、当協会職員が講師を務めました。

創業を目指す受講者へ保証制度や創業者向けの経営支援サービスなどについて説明を行ったほか、個別の創業相談にも応じました。

ブランディング

▶リブランディング活動

当協会は、企業・ステークホルダーの期待に応える新たな価値を多くのお客様に提供し、今後も社会から必要とされる組織であり続けるため、令和4年春から約1年をかけてリブランディングに取り組みました。ブランド効果を理解することから始まり、クリエイティブ・コンサルである石川竜太氏の協力のもと、ワークショップや意見交換会を開催。令和5年3月に当協会の新しいブランド、『ともに、その先へ。』(「ともに」の姿勢による経営支援)を制定しました。また、アウターブランディングとして、ロゴ・タグラインの変更、コーポレート・ムービーの制作、広報イメージの統一化を視野にビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン(VIG)も制定しました。今後は、新ブランドの着実な実践と定着化を目指すべく、職員への理解・共感を促し実行力を高めるインナーブランディングを進めていきます。

ワークショップの風景

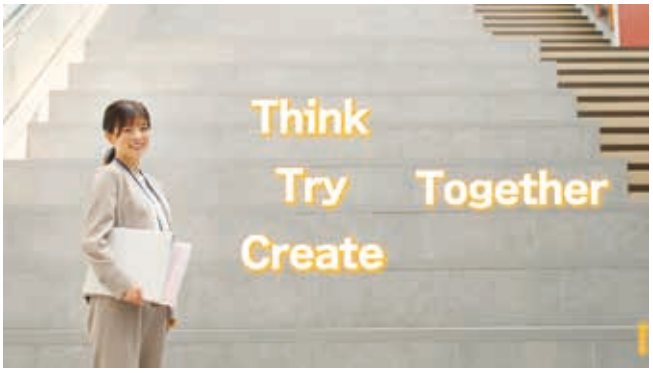

コーポレート・ムービー

コーポレート・ムービーは
こちら→

▶コーポレートロゴ・タグラインのリニューアル

「ともに」の姿勢を手を取り合う二人の人に見立て、そのパートナーと強固な「信頼・信用」を築いていく強い思いを表現したデザイン。

そんな思いから描き出された「N」は、新潟の「N」はもちろん、ここから新しく「NEW」生まれ変わる当協会の姿勢も表現しています。

ともに、その先へ。
新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

広報活動

▶ラジオ

当協会職員がラジオに出演し、昨年度創設した「経営支援サービス　forte.」についてご案内しました。

▶テレビ

テレビ局から取材を受け、当協会職員がお客様とともに経営支援に取り組む様子が紹介されました。

▶パブリシティ広報

広く一般の方々へ周知するため、新聞社等マスコミに情報提供を行っています。

県制度活用 残高3400億円

7月に返済本格化

感染禍中小支援「ゼロゼロ融資」

掲載日:2023年03月15日　　©新潟日報社

▶月報

広報誌「保証にいがた」を発刊し、最新の保証状況や当協会の活動を紹介しています。

社会貢献活動

▶大学、専門学校での授業

令和4年度も、県内の複数の大学や専門学校において、当協会職員が講師として授業を行いました。

授業では、新規事業計画を策定する上でのポイントや当協会による創業者支援の実例など、主に「起業」や「創業」をテーマとした説明を行いました。

▶ペットボトルキャップ回収活動

認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）では、ペットボトルキャップ（通称:エコキャップ）の回収を行って世界の子供たちにワクチンを送る活動を行っています。

当協会は、この活動に賛同し、役職員全員でエコキャップの回収に努めています。

04 2022(令和4)年度 業務実績
BUSINESS RESULTS

信用保証の実績

最近5年間の保証状況

▶保証承諾

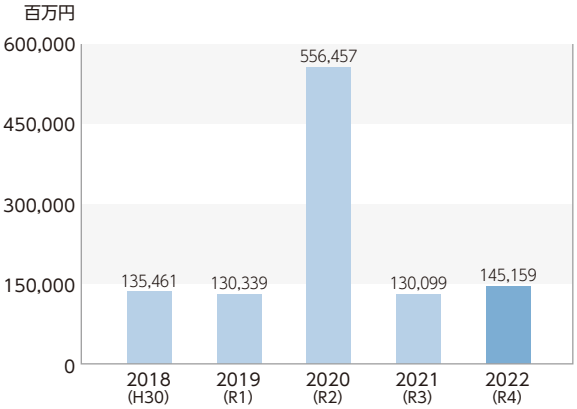

▶保証債務残高

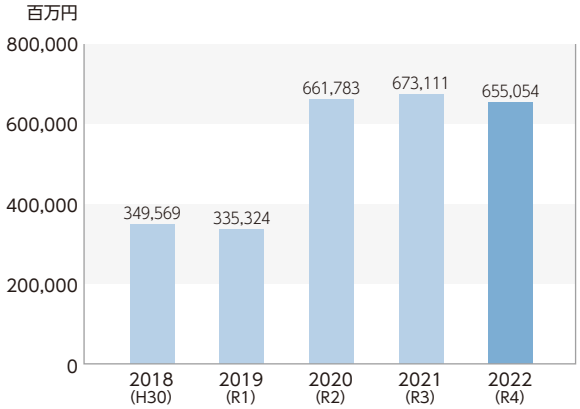

▶代位弁済

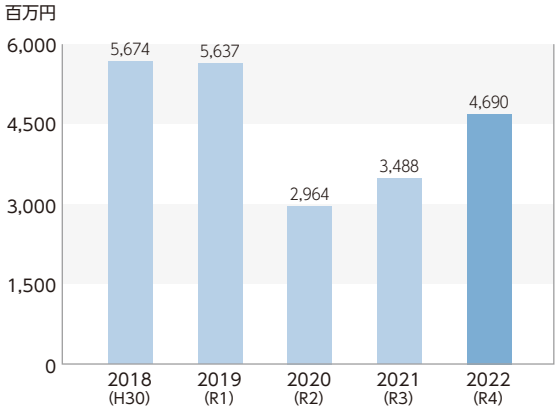

▶実際回収

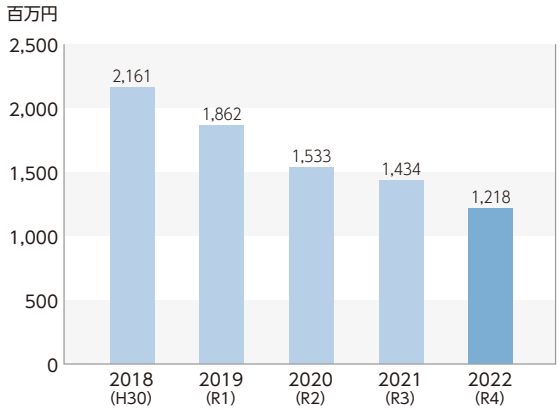

当協会利用率

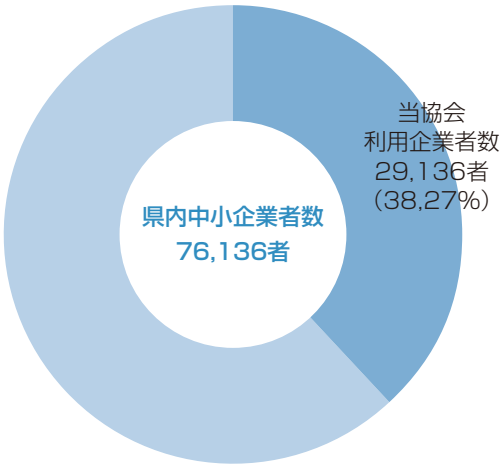

(注)
- 当協会利用企業者数は、2023(令和5)年3月末時点の数値となります。
- 県内中小企業者数は「中小企業白書2023」を参照ください。

業種別保証状況

▶保証承諾

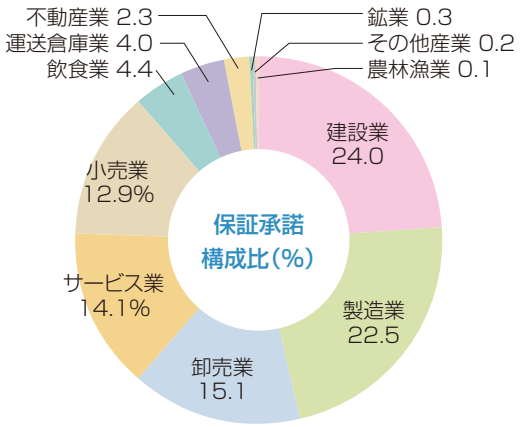

▶保証債務残高

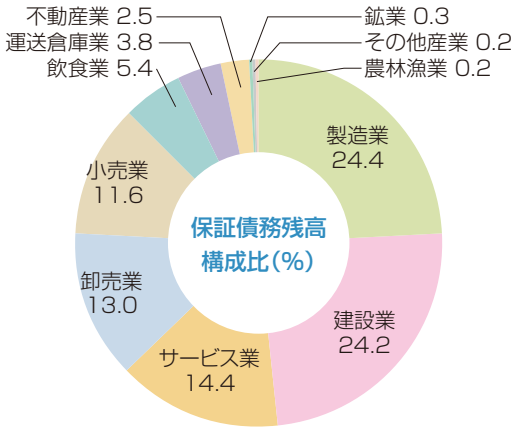

▶代位弁済

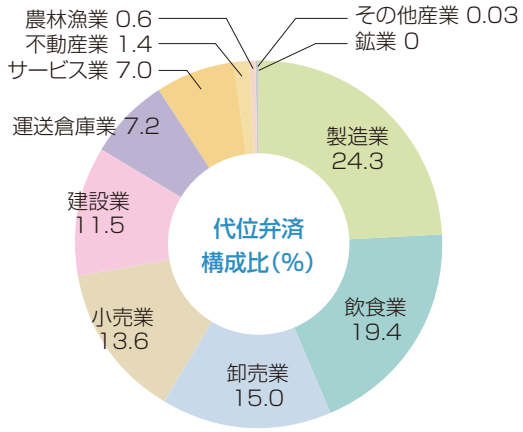

金融機関群別保証状況

▶保証承諾

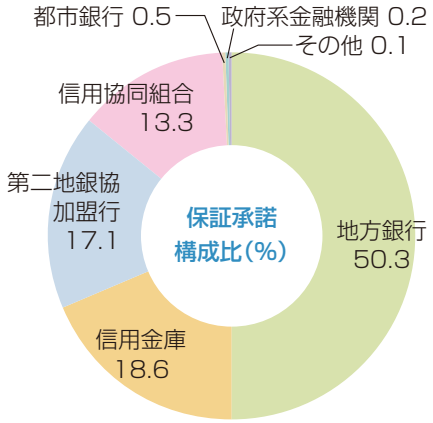

▶保証債務残高

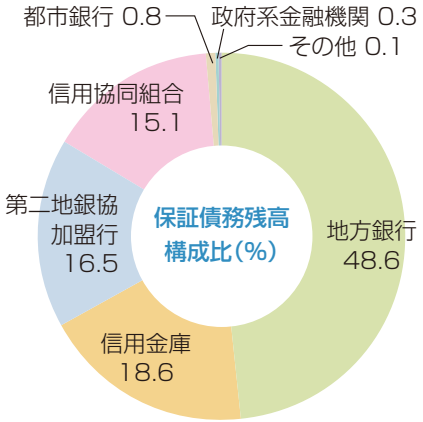

▶代位弁済

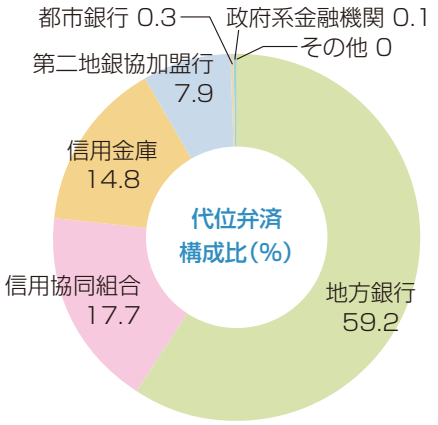

市町村別保証状況

（単位:千円、%）

項目 / 市町村	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件　数	金　額	構成比	前年度比	件　数	金　額	構成比	前年度比	件　数	金　額	構成比	前年度比
新潟市	4,113	48,663,164	33.5	114.2	20,083	234,157,987	35.7	97.3	158	1,692,525	36.1	181.9
長岡市	1,514	17,022,661	11.7	110.3	6,613	76,738,004	11.7	97.2	63	441,902	9.4	128.8
上越市	1,144	13,363,972	9.2	113.3	4,384	46,761,058	7.1	100.9	35	395,904	8.4	130.4
三条市	726	8,829,122	6.1	102.6	3,710	41,588,751	6.3	96.0	51	198,269	4.2	110.7
柏崎市	500	5,012,592	3.5	115.4	2,039	19,914,340	3.0	98.7	27	191,322	4.1	36.3
新発田市	594	7,216,118	5.0	124.5	2,410	26,697,857	4.1	94.7	40	511,923	10.9	1,342.8
小千谷市	201	2,619,013	1.8	132.5	871	10,782,859	1.6	98.7	2	1,089	0.0	36.2
加茂市	140	1,110,312	0.8	119.3	636	5,608,419	0.9	92.6	18	107,899	2.3	1,544.1
十日町市	354	3,182,789	2.2	97.7	1,604	14,785,029	2.3	95.0	12	144,894	3.1	219.1
見附市	161	1,793,197	1.2	92.7	840	9,120,932	1.4	98.1	8	44,607	1.0	575.9
村上市	349	3,546,927	2.4	113.0	1,622	16,330,651	2.5	93.8	28	308,332	6.6	1,139.1
燕市	617	7,076,139	4.9	94.9	3,367	39,531,861	6.0	97.1	16	87,436	1.9	48.6
糸魚川市	209	2,212,158	1.5	102.6	912	8,347,590	1.3	95.2	6	24,551	0.5	10.8
妙高市	195	2,577,822	1.8	121.6	777	8,454,386	1.3	102.2	3	17,449	0.4	1,921.4
五泉市	333	3,089,326	2.1	113.3	1,459	15,693,790	2.4	100.9	3	10,026	0.2	15.7
佐渡市	339	2,927,234	2.0	92.7	1,487	12,892,702	2.0	98.0	14	86,203	1.8	350.4
阿賀野市	233	2,983,417	2.1	114.0	1,171	14,907,566	2.3	99.2	12	61,990	1.3	600.6
魚沼市	235	2,298,130	1.6	114.7	1,013	9,423,932	1.4	93.9	5	37,693	0.8	皆増
南魚沼市	353	3,840,507	2.6	128.0	1,448	16,392,240	2.5	98.2	10	55,222	1.2	89.0
胎内市	123	1,000,090	0.7	125.3	559	5,099,793	0.8	94.5	5	23,278	0.5	25.6
聖籠町	89	1,027,941	0.7	152.7	376	4,186,319	0.6	98.8	3	24,401	0.5	8.0
弥彦村	58	569,954	0.4	122.5	298	2,759,135	0.4	101.5	14	102,685	2.2	皆増
田上町	56	495,777	0.3	97.7	278	2,799,581	0.4	93.0	3	834	0.0	皆増
阿賀町	68	690,296	0.5	164.9	247	2,698,378	0.4	98.1	0	0	–	–
関川村	17	202,164	0.1	147.6	94	794,960	0.1	101.8	2	6,339	0.1	皆増
粟島浦村	0	0	–	–	2	42,048	0.0	93.0	0	0	–	–
出雲崎町	19	101,530	0.1	27.6	87	832,397	0.1	92.0	0	0	–	皆減
湯沢町	77	947,629	0.7	107.2	402	4,587,608	0.7	94.3	13	99,266	2.1	皆増
津南町	52	581,876	0.4	120.2	199	2,012,386	0.3	98.8	2	5,551	0.1	皆増
刈羽村	27	177,410	0.1	63.0	115	1,111,649	0.2	97.9	3	8,335	0.2	皆増
合計	12,896	145,159,265	100.0	111.6	59,103	655,054,210	100.0	97.3	556	4,689,924	100.0	134.5

※保証承諾、保証債務残高、代位弁済の合計は端数調整により符合しない場合があります。

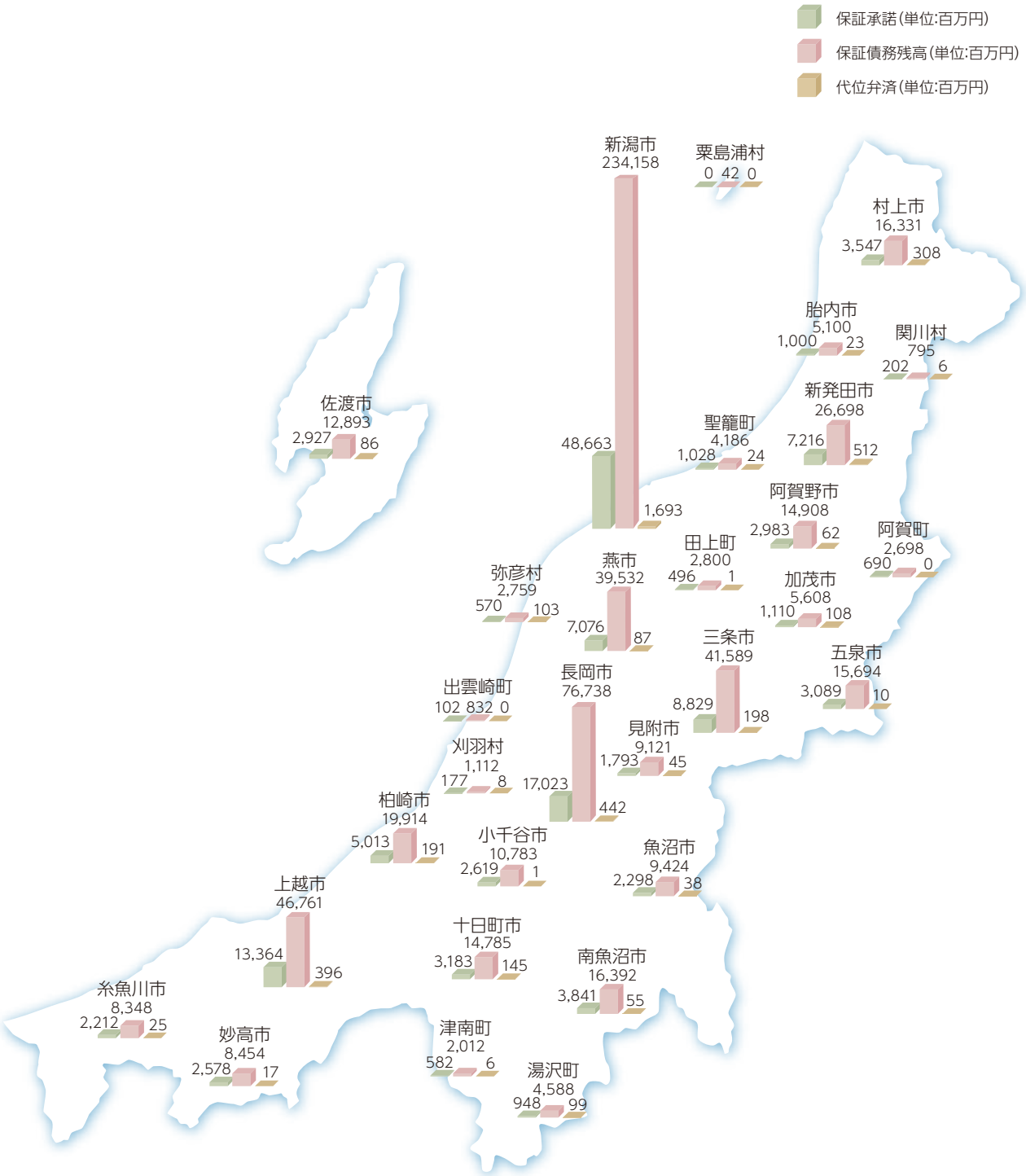
保証承諾(単位:百万円)
保証債務残高(単位:百万円)
代位弁済(単位:百万円)
新潟市 234,158 48,663 1,693
粟島浦村 0 42 0
村上市 16,331 3,547 308
胎内市 5,100 1,000 23
関川村 795 202 6
新発田市 26,698 7,216 512
聖籠町 4,186 1,028 24
佐渡市 12,893 2,927 86
阿賀野市 14,908 2,983 62
阿賀町 2,698 690 0
田上町 2,800 496 1
燕市 39,532 7,076 87
弥彦村 2,759 570 103
加茂市 5,608 1,110 108
三条市 41,589 8,829 198
五泉市 15,694 3,089 10
長岡市 76,738 17,023 442
出雲崎町 102 832 0
見附市 9,121 1,793 45
刈羽村 1,112 177 8
柏崎市 19,914 5,013 191
小千谷市 10,783 2,619 1
魚沼市 9,424 2,298 38
上越市 46,761 13,364 396
十日町市 14,785 3,183 145
南魚沼市 16,392 3,841 55
糸魚川市 8,348 2,212 25
妙高市 8,454 2,578 17
津南町 2,012 582 6
湯沢町 4,588 948 99

主な制度別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	2,980	42,244,340	29.1	101.2
カードローン根保証	1,527	7,563,400	5.2	102.1
無担保当座貸越根保証	623	17,812,500	12.3	119.4
小口零細保証	1,117	3,324,049	2.3	114.9
創業関連保証	729	3,135,454	2.2	143.2
経営安定関連保証	2,390	38,226,034	26.3	153.1
特定社債保証	6	400,000	0.3	79.4
流動資産担保融資保証	11	723,200	0.5	65.2
県実質無利子融資(ゼロゼロ融資)	0	0	0.0	0.0
県制度	3,712	48,166,999	33.2	115.7
合計	12,896	145,159,265	100.0	111.6

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	6,201	88,010,953	13.4	97.2
カードローン根保証	3,228	15,499,699	2.4	95.1
無担保当座貸越根保証	1,153	33,666,890	5.1	98.3
小口零細保証	4,354	7,604,334	1.2	105.7
創業関連保証	2,160	6,614,069	1.0	130.7
経営安定関連保証	20,892	264,590,066	40.4	100.7
特定社債保証	47	2,703,200	0.4	76.6
流動資産担保融資保証	22	978,648	0.1	75.2
県実質無利子融資(ゼロゼロ融資)	24,083	332,654,214	50.8	88.9
県制度	33,599	425,998,824	65.0	97.0
合計	59,103	655,054,210	100.0	97.3

▶代位弁済

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	59	601,097	12.8	101.0
カードローン根保証	18	123,326	2.6	241.4
無担保当座貸越根保証	5	154,928	3.3	67.5
小口零細保証	41	63,390	1.4	115.8
創業関連保証	35	97,355	2.1	176.4
経営安定関連保証	197	2,199,388	46.9	143.6
特定社債保証	0	0	–	–
流動資産担保融資保証	0	0	–	皆減
県実質無利子融資(ゼロゼロ融資)	146	1,406,398	30.0	173.4
県制度	247	2,177,480	46.4	154.6
合計	556	4,689,924	100.0	134.5

※制度を重複して保証利用されている場合は、差引きせずそれぞれの制度毎に集計し、掲載しています。従って表中各制度の合算値と合計は異なります。

05 2022(令和4)年度 決算報告
SETTLEMENT

貸借対照表 2023(令和5)年3月31日現在

(単位:円)

借方 科目	金額
現金	441,060
預け金	11,037,605,738
有価証券	67,051,893,966
その他有価証券	0
動産・不動産	1,709,618,097
保証債務見返	655,054,209,586
求償権	1,395,679,293
雑勘定	1,357,623,713
うち未経過保険料	1,252,592,545
合計	745,666,813,804

(単位:円)

貸方 科目	金額
基本財産	41,493,096,807
収支差額変動準備金	17,331,865,984
責任準備金	4,357,827,983
求償権償却準備金	425,383,122
退職給与引当金	786,362,844
保証債務	655,054,209,586
借入金	0
雑勘定	18,158,325,127
うち未経過保証料	17,662,589,612
合計	745,666,813,804

〈 注 記 〉

業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。

責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が347,411,715円増加し、終始差額変動準備金が同額減少しております。

貸借対照表の用語解説

現金・預け金
業務費、代位弁済等の支払準備資金となります。

有価証券
代位弁済の支払準備資産として社債・地方債を保有しています。

求償権
代位弁済した金額から、回収金、保険金および損失補償金受領分を控除したものです。

未経過保険料
当年度中に㈱日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当するものです。基本財産は、基金と基金準備金から構成され、そのうちの基金は県・市町村からの出捐金と金融機関からの負担金で成り立っています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料
受入保証料のうち翌事業年度以降に係わる保証料を計上しています。

収支計算書 2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日まで

（単位:円）

科　目	金　額	
経常収入		6,729,296,901
保証料	6,103,490,335	
預け金利息	1,140,529	
有価証券利息・配当金	262,063,623	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	69,697,151	
事務補助金	13,086,194	
責任共有負担金	248,167,000	
雑収入	31,652,069	
経常支出		4,441,086,474
業務費	1,595,054,159	
役職員給与	804,921,355	
退職給与引当金繰入	57,126,680	
その他人件費	204,325,192	
旅費	5,555,453	
事務費	301,444,691	
賃借料	93,825,420	
動産・不動産償却	58,156,069	
信用調査費	5,505,018	
債権管理費	10,827,063	
指導普及費	35,910,418	
負担金	17,456,800	
借入金利息	0	
信用保険料	2,828,657,925	
責任共有負担金納付金	0	
雑支出	17,374,390	
経常収支差額		2,288,210,427
経常外収入		8,809,305,349
償却求償権回収金	135,935,533	
責任準備金戻入	4,390,464,176	
求償権償却準備金戻入	347,151,008	
求償権補填金戻入	3,934,952,667	
保険金	3,633,964,611	
損失補償補填金	300,988,056	
有価証券評価益	0	
有価証券売却益	0	
補助金	0	
その他収入	801,965	
経常外支出		9,240,313,022
求償権償却	4,421,792,196	
譲受債権償却	0	
雑勘定償却	16,574,850	
有価証券評価損	0	
有価証券売却損	0	
退職金	17,103,370	
責任準備金繰入	4,357,827,983	
求償権償却準備金繰入	425,383,122	
その他支出	1,631,501	
経常外収支差額		△ 431,007,673
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		0
当期収支差額		1,857,202,754
収支差額変動準備金繰入額		928,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額		929,202,754

収支計算書の用語解説

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち該当決算期間に対応する額です。（当期受入保証料＋前期末未経過保証料－当期末未経過保証料を計上しています。）

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の利息配当金です。

信用保険料

㈱日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。（当期支払保険料＋前期末未経過保険料＋当期末未払保険料－前期末未払保険料－当期末未経過保険料を計上しています。）

求償権補填金戻入

代位弁済に伴い、㈱日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています（洗替え方式）。一般企業における貸倒引当金に相当するものです。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています（洗替え方式）。

当期収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものです。一般企業の利益にあたるものです。

財産目録 2023(令和5)年3月31日現在

(単位:円)

資産	
科目	金額
現金	441,060
預け金	11,037,605,738
金銭信託	0
有価証券	67,051,893,966
動産・不動産	1,709,618,097
損失補償金見返	8,059,742,351
保証債務見返	655,054,209,586
求償権	1,395,679,293
譲受債権	0
雑勘定	1,357,623,713
合計	745,666,813,804

(単位:円)

負債	
科目	金額
その他有価証券評価差額金	0
責任準備金	4,357,827,983
求償権償却準備金	425,383,122
退職給与引当金	786,362,844
損失補償金	8,059,742,351
保証債務	655,054,209,586
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	18,158,325,127
合計	686,841,851,013
正味財産	58,824,962,791

06 信用保証制度等のご案内
INFORMATION

信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が㈱日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度と言います。

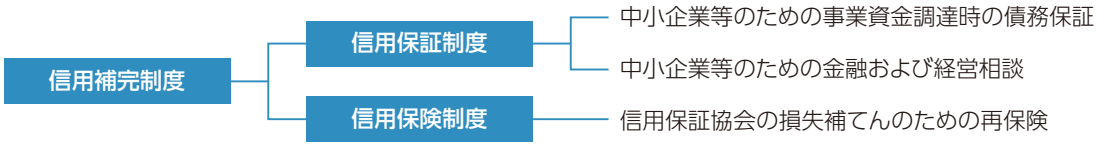

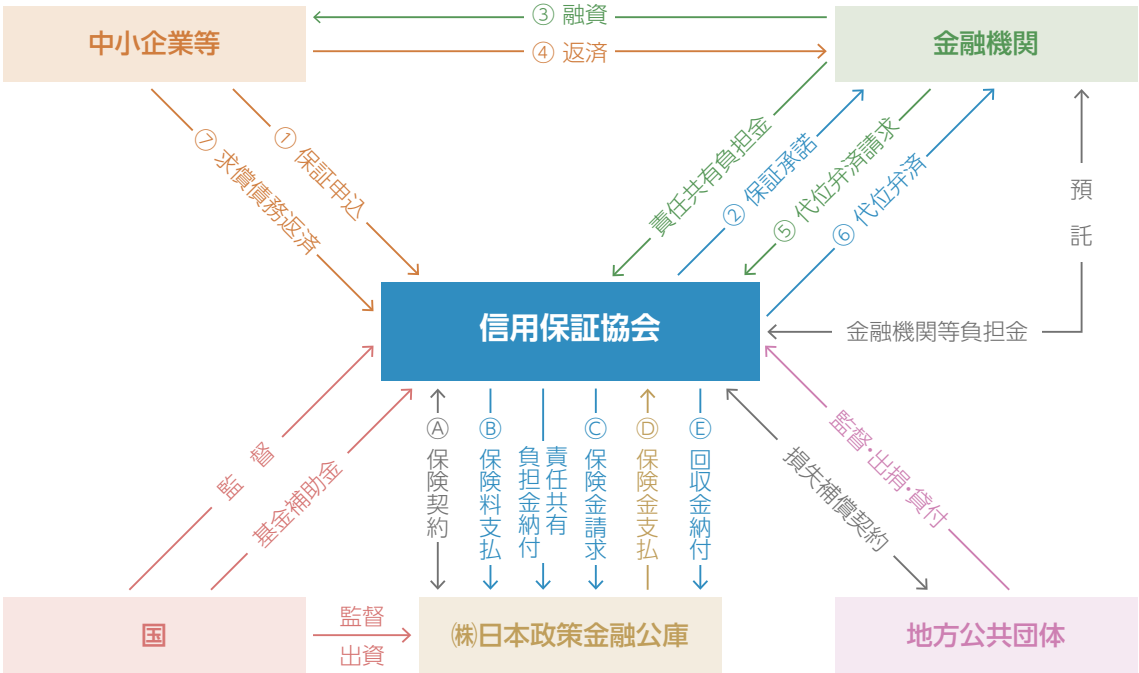

「信用保証制度」のしくみ

① 中小企業等は、金融機関を経由して信用保証の申込をします。

② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否をきめ、金融機関へ通知します。

③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業等へ融資を行います。この時、中小企業者の方には信用保証料を負担していただきます。

④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。

⑤～⑥ 事業上の都合で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業等に代わり金融機関へ借入金を弁済します。

⑦ その後、中小企業等とご相談しながら信用保証協会へ返済していただきます。

「信用保険制度」のしくみ

Ⓐ ㈱日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

Ⓑ 信用保証協会は㈱日本政策金融公庫に保険料を支払います。

Ⓒ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、㈱日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。

Ⓓ ㈱日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。

Ⓔ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者の方からの回収金を、保険金の受領割合に応じて㈱日本政策金融公庫に納付します。

信用保証業務の概要

信用保証をご利用いただける方

▶企業規模

法人の場合は「資本金又は出資金」及び「常時使用する従業員」のいずれか一方が、つぎの基準に該当していればご利用いただけます。

個人の場合は、「常時使用する従業員」がつぎの基準に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	300人以下 (個人は100人以下)

政令特例業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▶業　種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。一部対象にならない業種もありますので、不明な場合は当協会担当窓口までご照会ください。

▶所在地・業歴

新潟県内に、本店または事業所を有し事業を行っている法人企業、もしくは現に居住している住居または事業所のいずれかを有し事業を行っている個人企業の方であればご利用いただけます。

また、「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」「スタートアップ創出促進保証」については、創業前からご利用いただけます。

▶許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、許認可等を受けていることが必要です。

信用保証の内容

▶保証限度額

中小企業者等に対する保証限度額は次のとおりです。

一般保証

個人・法人　2億8千万円

組合　　4億8千万円

この他、上記限度額とは別枠で扱うことのできる保証もありますので、詳しくは当協会担当窓口までご照会ください。

▶資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

▶保証期間

一般保証の場合は原則として、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

ただし、一部の保証制度の中には、その期間を超えてご利用ができるものもあります。

▶連帯保証人

原則として、法人代表者（代表理事）以外の連帯保証人は必要ありません。

また、担保提供者については、法人代表者および特別な事情がある場合を除き連帯保証は必要ありません。

【経営者保証を不要とする取扱いについて】

「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を廃止し、平成30年4月から保証時、期中時および事業承継時において、経営者保証を不要とする新たな運用・制度を開始しています。

なお、つぎの①～③の取扱いのほか、状況に応じて信用保証協会が経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認めた場合には、経営者保証を不要とすることができます。

①保証時

・金融機関連携型【BK連携型】

・財務要件型無保証人保証制度【財務型】

・担保充足型【担保型】

②期中時（事業承継時を除く）

借換え　　【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う

条件変更　【BK連携型】により経営者保証の解除を行う

③事業承継（代表者交代）時

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証参加は行いません。

ただし、旧代表者の保証解除要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は、基本的に旧代表者の保証を解除します。

▶担保

必要に応じて土地・建物等を提供していただきます。

なお、信用保証協会が設定する担保権のほかに、金融機関が設定する担保権を保証条件とする場合もあります。

責任共有制度

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、連携して中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業等に対する適切な支援を行うこと等を目的として、導入したものです。責任共有制度対象となる信用保証協会の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関には、いずれかの方式を選択していただいております。

金融機関の負担部分イメージ図

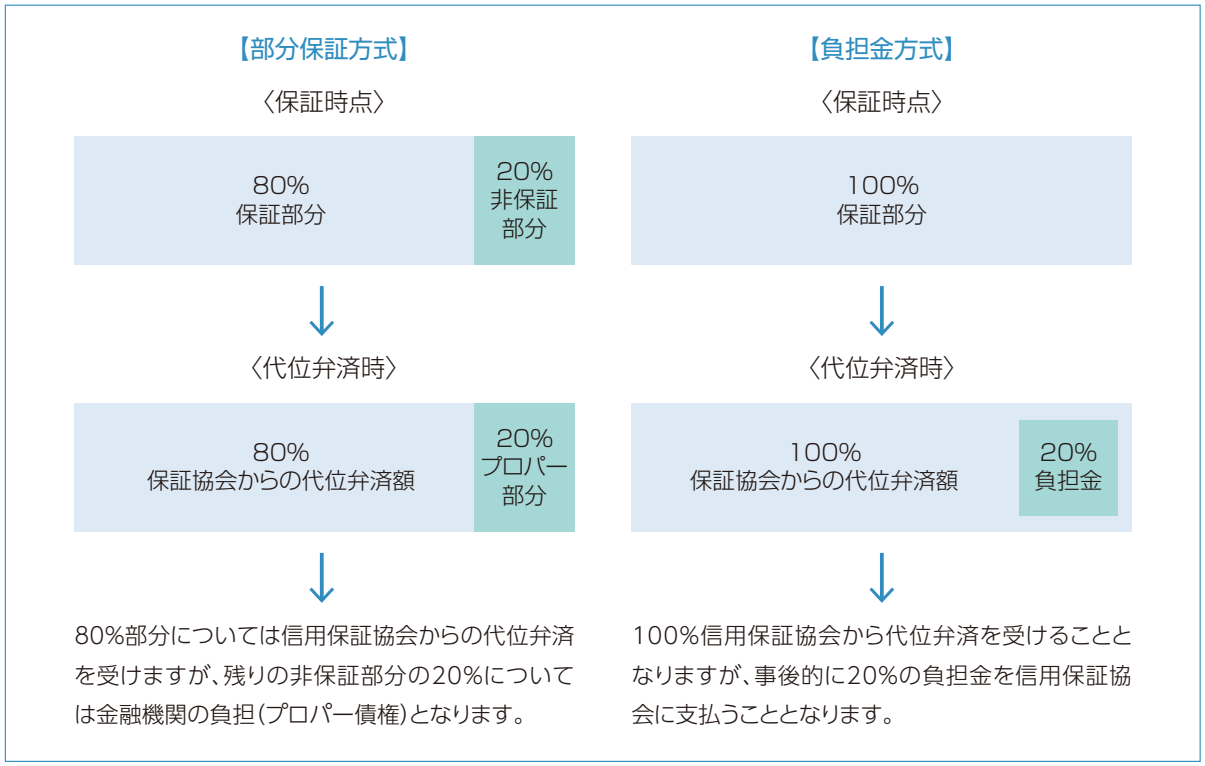

責任共有制度対象外の制度について

次に掲げる保証制度については、国の政策目的に照らし責任共有制度の対象外として100%保証を継続しています。

- 特別小口保証
- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)第1号～4号、第6号
- 災害保証
- 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証制度
- 経営力強化保証※
- 事業再生計画実施関連保証※
- 危機関連保証

※　責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合に限ります。

信用保証料

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業等の経営状況に応じて9区分になっています。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用しています。(※)

また、ご利用いただく制度によって適用される信用保証料率が変わります。

流動資産担保融資保証や創業関連保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された定率の信用保証料率となっています。

(※) CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率 (特殊保証)※	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※　特殊保証とは、カードローン根保証、当座貸越根保証等の極度設定のある貸付、割引(根保証形式のもの)をいいます。

主な保証制度 2023（令和5）年4月1日現在

スピーディーに借り入れしたい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
当座貸越根保証（貸付専用型）	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	2億5,000万円	運転 設備	1年または2年（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
無担保当座貸越根保証（貸付専用型）	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	8,000万円以内	運転 設備	2年以内（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
事業者カードローン当座貸越根保証	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証	2,000万円以内	運転 設備	1年または2年（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一 般 枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円（50万円以上100万円以下） 【一般枠】 300万円（50万円以上300万円以下）	運転 設備	[創業者枠] 1年間（更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可） [一般枠] 2年間（更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可）	年0.39% ～1.62%

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、資金繰りを改善したい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
伴走支援型特別保証制度	早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を行う保証	1億円	運転 設備	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	年0.85%

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 設備	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 （据置期間 5年以内）	年0.80% ※

※責任共有制度対象の保証料率を記載しています。

スタートアップ創出促進保証

担保・連帯保証人なしで創業資金を調達したい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
スタートアップ創出促進保証	新たに会社を設立して事業を開始する方および事業開始から5年未満の会社が、経営者保証不要で利用できる保証	3,500万円 (創業関連保証および再挑戦支援保証の保証残高と合算して)	運転 設備	10年以内	年1.00%

事業再構築のための資金調達をサポート

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再構築スプリングボード保証	事業再構築補助金の交付決定を受けた中小企業者の資金調達の円滑化を図るための保証 (1)ショート 事業再構築補助金入金までのつなぎ資金 (2)ロング ①事業再構築補助対象経費として認められている対象経費と事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額の差額である自己負担資金 ②補助金申請時の事業計画作成にかかる認定支援機関への経費、報酬等支払資金	2億8,000万円 (ただし、(1)は事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額を限度、(2)は①②の合算を限度とする。)	運転 設備	(1)ショート 一括返済　2年以内 (2)ロング 分割返済15年以内	0.45% ～1.90%

07 コンプライアンス態勢について
COMPLIANCE

コンプライアンス態勢について

当協会では、公共的使命と社会的責任を果たすべく、法令や規則を遵守して業務を遂行することを目的とし、コンプライアンス態勢を構築しています。

中小企業の皆様と地域経済のより一層の発展に貢献するため、役職員一丸となって更なる努力を続けてまいります。

新潟県信用保証協会倫理憲章

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、コンプライアンスの実践に取り組んでいます

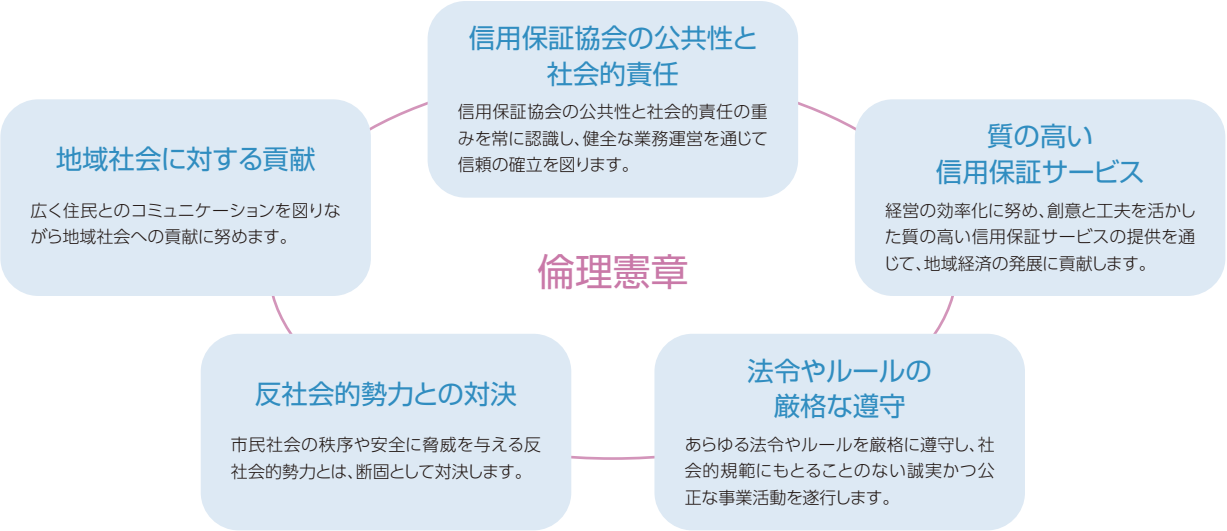

コンプライアンス組織体制図

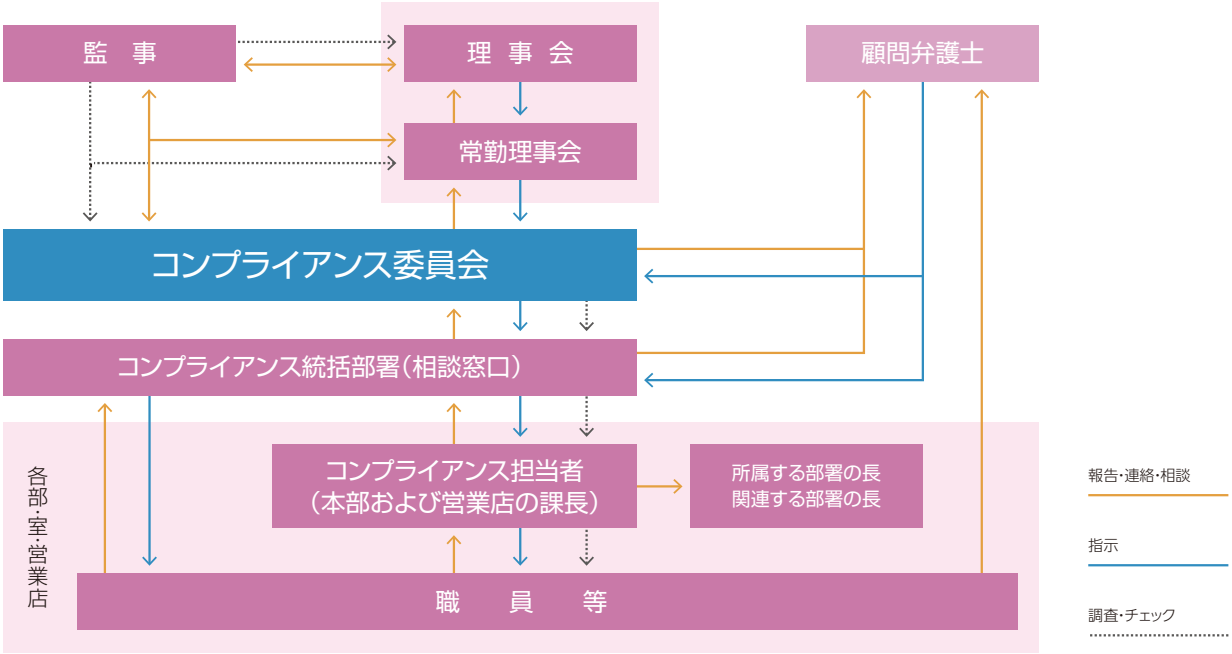

個人情報の保護について

当協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客様の個人情報の保護に全力で取り組んでおります。

― 個人情報保護宣言 ―

新潟県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(令和4年4月28日改正)

❶個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

❷個人情報の取得・利用・提供

(1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

(2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

(3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

(4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

❸個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の❾「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

❹個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

❺個人データの委託

(1)当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

(2)委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

❻保有個人データ等の開示・利用目的の通知

(1)法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

(2)請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(3)個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

❼保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

(1)当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

(2)❻❼の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の❽(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

❽質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

❾開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル内
電話番号　025-210-5131
部 署 名　企画総務部総務課

反社会的勢力の排除について

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け、反社会的勢力排除の取り組みを強化しています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスターやリーフレットを作製し、中小企業等および関係機関の皆様に対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

≪反社会的勢力とは≫

◆暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
◆暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
◆暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
◆自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

08 組織体制
ORGANIZATION

役員名簿 2023(令和5)年8月31日現在

役員及び顧問(理事14名、監事3名、顧問1名)

会長	稲荷 善之	常勤
専務理事	田村 定文	常勤
常務理事	上村 一彦	常勤
理事	山賀 茂雄	常勤
理事	金井 健一	新潟県産業労働部長
理事	二階堂 馨	新潟県市長会会長
理事	小林 則幸	新潟県町村会会長
理事	與口 善之	新潟県議会産業経済委員長
理事	福田 勝之	新潟県商工会議所連合会会頭
理事	殖栗 道郎	新潟県銀行協会会長
理事	石田 幸雄	大光銀行取締役頭取
理事	西潟 精一	新潟県信用金庫協会会長
理事	小野澤 一成	新潟県信用組合協会会長
理事	和久 大輔	商工組合中央金庫新潟支店長
監事	池田 祐二	常勤
監事	近野 茂	公認会計士
監事	平石 直樹	弁護士
顧問	小林 俊	日本銀行新潟支店長

組織構成図 2023（令和5）年4月1日現在

- 理事会
  - 会長
  - 専務理事
  - 常務理事
  - 常勤理事
  - 常勤監事
  - 検査指導室　内部検査
  - 企画総務部
    - 経営企画課　コンプライアンス、総合企画、調査研究、広報
    - 総務課　理事会運営、人事・労務、研修、給与・福利厚生、諸契約、庶務
    - 経理課　予算・決算の調製、経理、資金運用・管理
    - 情報システム課　情報システム管理、統計、付保通知、業務の電子化に係る企画
      - デジタル推進班
  - 保証推進部
    - 保証総括課　保証業務、保証制度創設に係る企画、指導、調整、信用調査、保証審査、損失補償契約
    - 事務サポート課　信用保証料及び補給契約、貸付報告・償還報告処理、信用調査に係る電算入力、保証書発行、担保管理
    - 企業支援課　創業・経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援に係る企画、指導、調整、信用調査・保証調査 金融・経営相談、創業・経営改善支援、事業再生支援、事業承継支援
  - 整理回収部
    - 整理総括課　管理業務に係る企画、指導、調整、訴訟 経営改善支援、事業再生支援に係る企画、指導、調整
    - 代位弁済課　代位弁済、保険金・損失補償の請求
  - 本店営業部
    - 保証第一課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
      - 特別経営支援チーム
    - 保証第二課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 保証第三課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援
  - 長岡支店
    - 保証第一課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
      - 特別経営支援チーム
    - 保証第二課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援、庶務、経理
  - 県央支店
    - 保証課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援、庶務、経理
  - 上越支店　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付、債権管理・回収、庶務、経理
  - 佐渡支店　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付、債権管理・回収、庶務、経理

担当地域と事務所のご案内

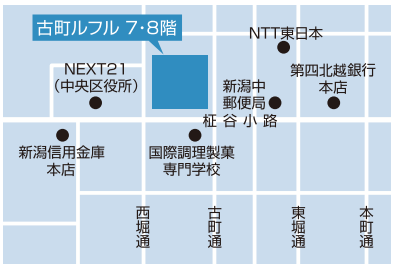

本店

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地
(古町ルフル7･8階)
Tel 025-210-5131
Fax 025-210-5160

検査指導室／経営企画課／総務課／経理課／情報システム課／保証総括課／事務サポート課／企業支援課／整理総括課／代位弁済課／保証第一課／保証第二課／保証第三課／整理課

【担当区域】
●保証第一課：新潟市(中央区、西区、西蒲区)
●保証第二課：新潟市(北区、東区、江南区、秋葉区、南区)
●保証第三課：新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

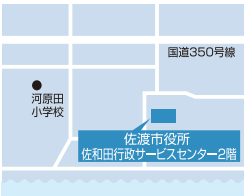

佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政
サービスセンター2階)
Tel 0259-57-2011
Fax 0259-57-3421

【担当区域】
佐渡市

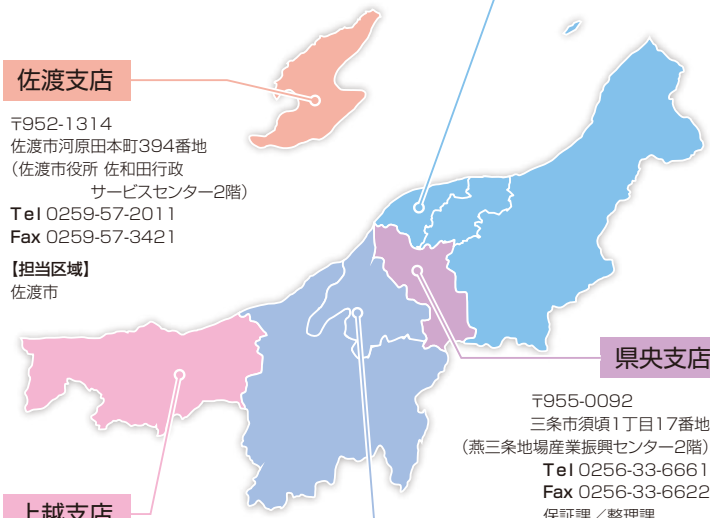

県央支店

〒955-0092
三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センター2階)
Tel 0256-33-6661
Fax 0256-33-6622
保証課／整理課

【担当区域】
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村

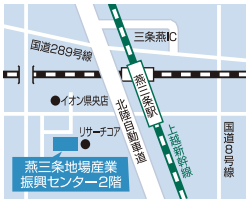

上越支店

〒943-0804
上越市新光町1丁目10番20号
(上越商工会館内)
Tel 025-523-7225
Fax 025-522-2454

【担当区域】
上越市、糸魚川市、妙高市

長岡支店

〒940-0071
長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル3内)
Tel 0258-35-5714
Fax 0258-35-6341
保証第一課／保証第二課／整理課

【担当区域】
●保証第一課：長岡市、見附市
●保証第二課：柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

新潟県信用保証協会
レポート2023

発行 令和5年9月 新潟県信用保証協会 企画総務部 経営企画課
住所 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7･8階)
Tel 025-210-5132 **Fax** 025-210-5160
E-mail kikaku@niigata-cgc.or.jp **URL** https://www.niigata-cgc.or.jp

ともに、その先へ。

新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

新潟　信用保証　検索　http://www.niigata-cgc.or.jp

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C134696

VEGETABLE
OIL INK